令和3年3月から マイナンバーカードの 健康保険証利用開始

マイナンバーカードが、健康保険証として利用できるようになります。

令和3年3月から病院や薬局の受付で、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすと、簡単でスピーディーに受付ができるようになります。病院等へ行く際は、マイナンバーカードを持って行くことをオススメします。

なお、マイナンバーカードに健康保険証の情報等が入っているわけではありません。オンライン通信によって健康保険の資格の確認が瞬時にできます。今お使いの健康保険証は、当面併用して使うことができます。顔認証付きカードリーダーは、現在、順次導入を進めており、令和5年3月末までには病院及び薬局において導入される予定となっています。

お問い合わせ
町民税務課　町民G
☎(84)1965(直通)
分かりやすい!!
マイナのおうち

マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認のやり方

※現在の健康保険証も併用で使えます。

まだ「健康保険証利用の申込」をしていない方へ

まずは必要なものをチェック！

❶申込者本人のマイナンバーカード
＋暗証番号（数字4桁）
❷ マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はPC+ICカードリーダー）
❸「マイナポータルAP」のインストール

iPhone　Android

STEP 1 ●「マイナポータル」と検索
マイナポータルへアクセスする
※「マイナポータルAP」は閉じてください。

スマホからのアクセスはこちら！

STEP 2 ●「健康保険証利用の申込」
「利用を申し込む」クリック

STEP 3 ●利用規約等を確認、同意
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP 4 ●マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!

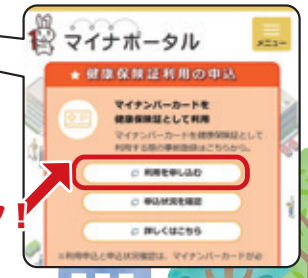

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん